

草津市地域包括支援センターの 運営について

草津市地域包括支援センター運営協議会



介護保険法施行規則第140条66第2号ロ

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

草津市附属機関設置条例 別表第1

介護保険法(平成9年法律第123号)に定める地域包括支援センターの運営に対する評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務 < 定数:15人以内 >

◆ 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務

センターの設置等【承認事項】	<ul style="list-style-type: none"> 圏域の設定 業務の法人への委託 業務を委託された法人による総合事業および予防給付に係る事業の実施 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定 その他、公正・中立性の確保に関すること
センターの行う業務の方針	市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針(運営方針)が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする
センターの運営	<p>運営全体に関するもの</p> <p>【組織運営体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか 担当区域における高齢者のニーズ把握を行っているか 職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか <p>【個人情報の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか <p>【利用者満足の上昇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか <p>【公平性・中立性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか
	<p>個別業務に関するもの</p> <p>【総合相談支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか <p>【権利擁護業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか <p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか 介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか <p>【介護予防に係るケアマネジメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか <p>【市町村事業との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか
センターの職員の確保	センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や関係団体等の間で調整を行う
その他	地域における介護保険以外のサービス等と連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う

◆ メンバー ＜草津市附属機関運営規則 別表第1＞



1	保健医療関係者
2	介護サービス事業者および介護予防サービス事業者から選出された者
3	居宅介護支援事業者から選出された者
4	介護サービスおよび介護予防サービス利用者
5	介護保険被保険者(公募委員)
6	民生委員児童委員
7	老人クラブ連合会から選出された者
8	草津市社会福祉協議会から選出された者
9	学識経験を有する者
10	その他市長が高齢者の保健福祉の推進に必要と認める者 ● 草津市健康推進員連絡協議会 ● 草津市まちづくり協議会連合会

◆ 任期 ＜草津市附属機関運営規則 別表第2＞

3年	令和3年7月1日から令和6年6月30日
----	---------------------

地域包括支援センターの 事業評価について

※ 評価指標とは・・・

地域包括支援センターの事業評価を通じて機能強化を図るため、全国統一評価指標により取組・運営状況を点検する。毎年、厚生労働省に報告をしており、本資料に掲載している結果は令和5年7月に報告した内容である。

組織・運営体制<人員体制>

◆ 人員体制の基準【草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例第3条第1項より】

一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(65歳以上人口)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

◆ 人員体制の状況

<令和5年4月30日時点>

	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
三職種 社会福祉士 (準ずる者を含む)	2人	2人	2人	1人	2人	2人
保健師 (準ずる者を含む)	2人	2人	1人	1人	1人	1人
主任ケアマネジャー (準ずる者を含む)	1人	1人	1人	2人	2人	1人
その他 (プランナー、事務職員)	2人	2人	2人	1人	2人	1人

◆ 評価指標<令和5年4月30日時点>

設問	市町村指標		設問	センター指標						
	草津市			高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂	
Q24	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく三職種の配置を義務付けているか。	○								
Q25	センターにおいて、三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。	○	Q16	三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。	○	○	×	×	○	○
Q26	センターの三職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(全圏域内の高齢者数/全センター人員)の状況が1,500人以下であるか。	○								

※センター指標Q16:保健師に準ずる者であるため。

➤ 三職種(準ずる者は含まない)の配置状況としては「指標を満たしていない」となるが、介護保険法施行規則および市条例の基準は満たしており、センターの人員体制は業務に対して適切である。

◆ ニーズ把握:評価指標<令和4年度実績>

設問	市町村指標	草津市
Q23	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を3つ以上提供しているか。	○

設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	○	○	○	○	○	○
Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	○	○	○	○	○	○

➤ 担当区域における高齢者のニーズ把握を行うことができている。

◆ 個人情報の保護:評価指標<令和4年度実績>

設問	市町村指標	草津市
Q32	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	○
Q33	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	○
Q34	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	○

設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	○	○	○	○	○	○
Q23	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	○	○	○	○	○	○
Q24	個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。	○	○	○	○	○	○
Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	○	○	○	○	○	○

➤ 個人情報保護の徹底が図られている。

◆ 利用者満足向上:評価指標<令和4年度実績>

設問	市町村指標	草津市
Q35	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○
Q36	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○
Q37	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○

設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	○	○	○	○	○	○
Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	○	○	○	○	○	○
Q28	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	○	○	○	○	○	○

➤ 適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっている。

➤ 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われている。

組織・運営体制<その他>

◆ 評価指標<令和4年度実績>

設問	市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q19	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	○	Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	○	○	○	○	○	○
Q20	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	○	Q11-1	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	○	○	○	○	○	○
Q21	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	○	Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	○	○	○	○	○	○
Q22	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催しているか。	○	Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	○	○	○	○	○	○
Q27	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	○	Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	○	○	○	○	○	○
			Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。	○	○	○	○	○	○
Q28	センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	○	Q19	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ
Q29	センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	○	Q20	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ
Q30	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	○	Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	○	○	○	○	○	○
Q31	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	○								

- 事業を適切に運営するための体制を構築できている。
- 利用者が相談しやすい体制を構築するための取組ができている。

総合相談支援業務

◆ 評価指標＜令和4年度実績＞

設問	市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q38	市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加しているか。	○								
			Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	○	○	○	○	○	○
Q39	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	○	Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○	○
Q40	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	○	Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○	○
Q41	前年度1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	○	Q32	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	○	○	○	○	○	○
Q42	前年度1年間に、センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	○	Q33	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	○	○	○	○	○	○
Q43	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	○	Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残留して取りまとめているか。	○	○	○	○	○	○

➤ 相談内容ごとの対応状況を把握(進捗管理)することができている。

権利擁護業務

◆ 評価指標＜令和4年度実績＞

設問	市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q45	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	○	Q36	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	○	○	○	○	○	○
Q46	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	○	Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○	○
Q47	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	○	○	○	○	○
Q48	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	○	Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	○	○	×	○	○	○
			Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	○	○	○	○	○	○

※センター指標Q40

◆ 老上:消費生活に関する窓口や警察等と連携して対応するケースがなかったため。

- 成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準を市とセンターで共有し、制度を活用することができている。
- 草津市高齢者虐待対応マニュアルを市とセンターで共有し、虐待事例への対応策を検討している。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

<ケアマネジャーへの支援・連携等>

◆ 評価指標<令和4年度実績>

設問	市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q49	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握し、センターに情報提供しているか。	○	Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。	○	○	○	○	○	○
Q50	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	○	Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	○	○	○	○	○	○
Q51	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	○	Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	○	○	○	○	○	○
Q52	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	×								
Q53	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	○	○	○	○	○	○
			Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	○	○	○	○	○	○
Q54	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	○	○	○	○	○

※ 市町指標Q52:介護支援専門員のスキルアップを図るための取組は行っているが、センター職員を対象とした研修会は開催していない。

- 介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する効果的な相談対応が実施できている。
- 市と地域包括支援センターの連携した取組により、介護支援専門員を支援するための体制構築が必要である。

地域ケア会議

◆ 評価指標＜令和4年度実績＞

設問	市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q55	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	○	Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	○	○	○	○	○	○
Q55-1	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。	○								
Q56	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	○	Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	○	○	○	○	○	○
Q59	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	Q50	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	○	○	○	○	○	○
Q61	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	○	○	○	○	○
Q62	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	○	○	○	○	○
Q63	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	○	Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	○	○	○	○	○	○
Q64	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	○	Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	○	○	○	○	○	○
Q65	生活援助の訪問回数の多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	○								
Q67	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	○	○	○	○	○	○
Q68	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	○	Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	○	○	○	○	○	○
Q69	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。	×								
Q70	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を地域ケア推進会議から市町村に提言しているか。	×								

※ 市町指標Q69:地域ケア会議の議事概要等については、住民向けに公表していない。

※ 市町指標Q70:地域ケア個別会議から抽出された学区の地域課題を「地域づくり検討会議」において整理・深掘するとともに、課題解決に向けた手段・方策の検討を行うこととしているが、政策提言までは至っていない。

- 地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができている。
- 地域課題の解決に向けては、地域包括支援センター運営方針において、令和5年度の重点的な取組内容としており、実現可能な解決策を講じることができるよう、引き続き体制整備が必要である。

介護予防に係るケアマネジメント

◆ 評価指標 < 令和4年度実績 >

設問	市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q71	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	Q58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	○	○	○	○	○	○
Q72	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	○	○	○	○	○	○
Q73	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	○	Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	○	○	○	○	○	○
Q74	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	○	○	○	○	○	○
Q75	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	○	○	○	○	○	○
Q76	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	○								

➤ 多様な地域の資源がケアプランに位置づけられるように取り組むことができている。

市町村事業との連携（事業間連携）

◆ 評価指標＜令和4年度実績＞

設問	市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q77	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	○	Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	○	○	○	○	○	○
Q78	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○	Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	○	○	○	○	○	○
Q79	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	○	○	○	○	○	×
Q80	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	○	×	○	○	○	×
Q81	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	○	○	○	○	○	○

※センター指標Q65

- ◆ 新堂：相談窓口である草津市在宅医療介護連携センターへの相談ケースがなかったため。

※センター指標Q66

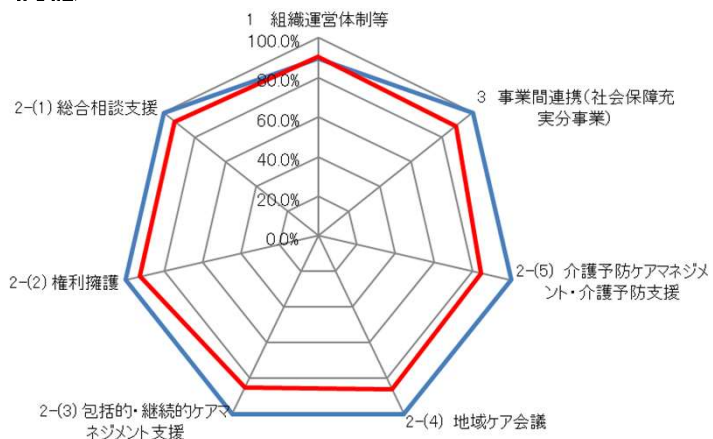
- ◆ 草津・新堂：認知症初期集中支援チームに情報提供を行う事例がなかったため。

➤ 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切に行われている。

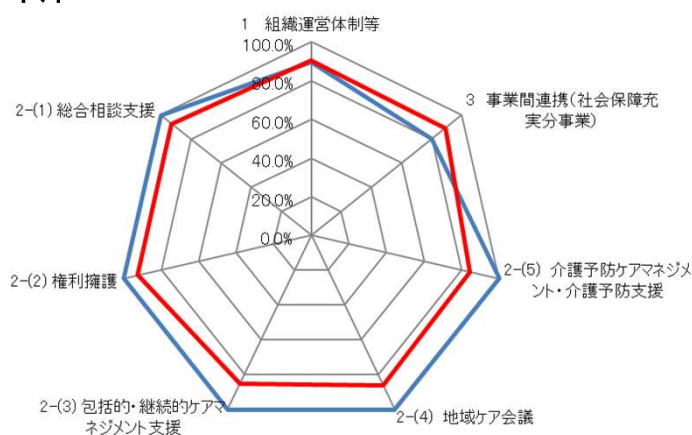
評価結果<センター指標:全国との比較>

— 各センター
— 全国(センター)

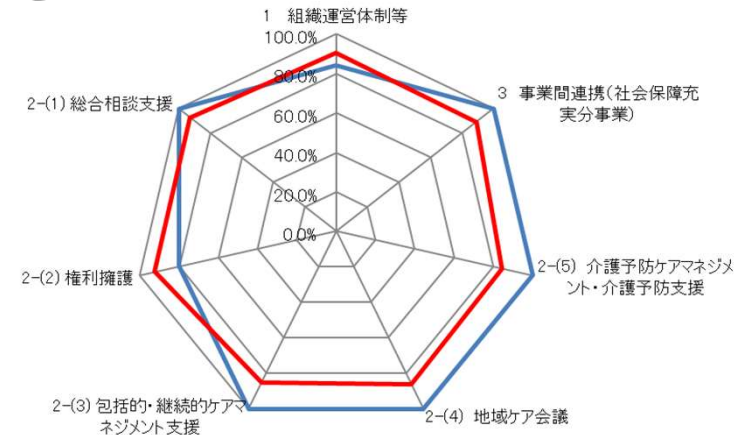
<高穂>



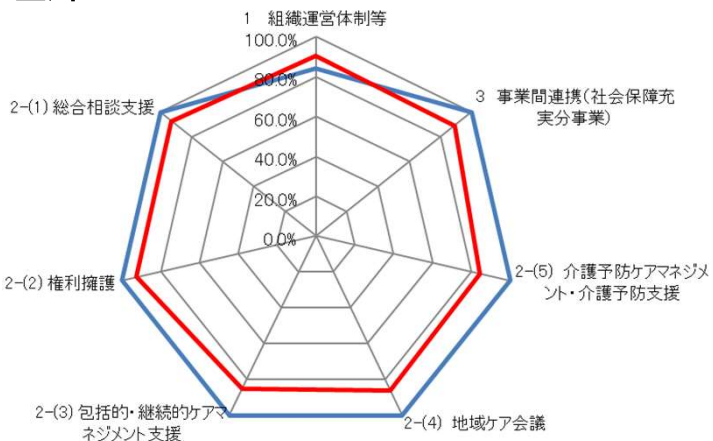
<草津>



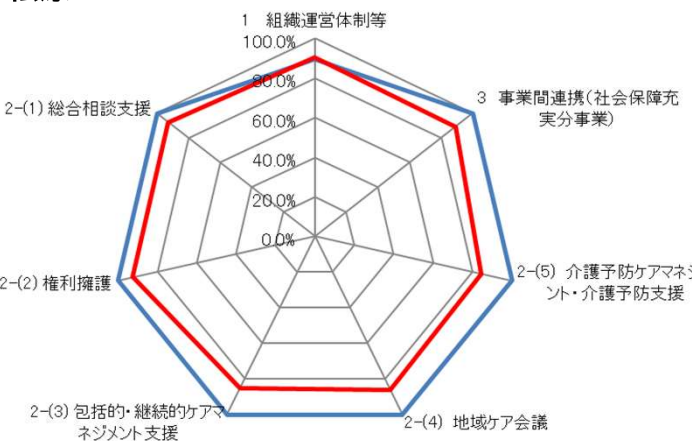
<老上>



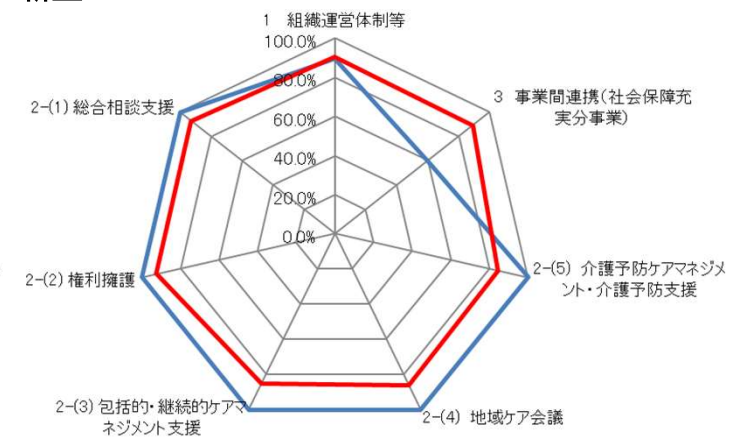
<玉川>



<松原>



<新堂>

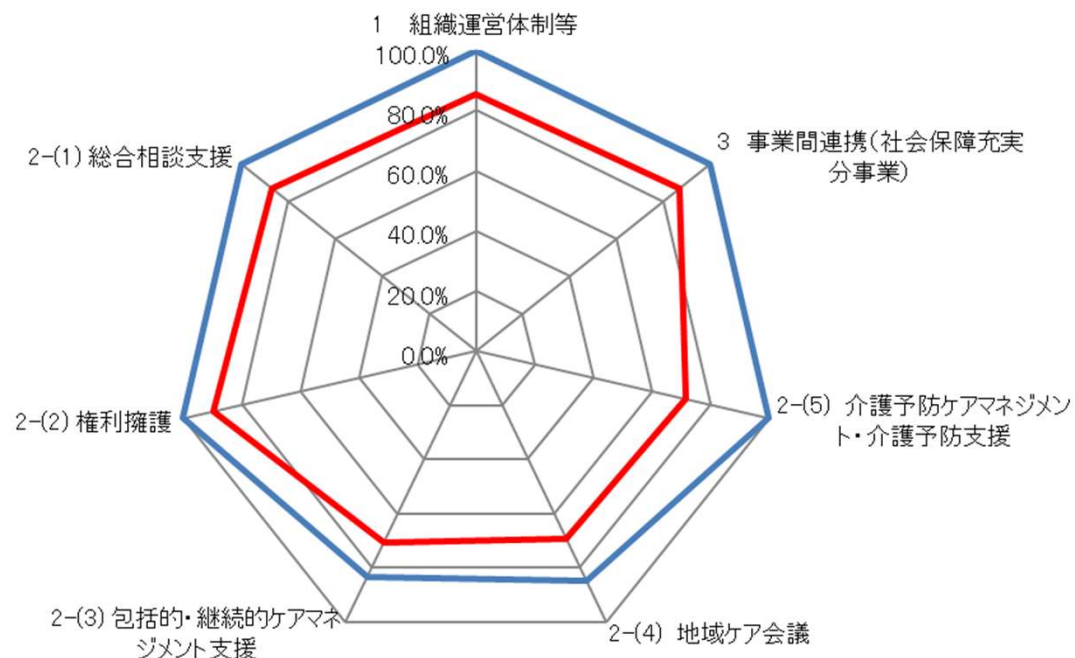


		高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂	全国(センター)
1	1 組織運営体制等	89.5%	89.5%	84.2%	84.2%	89.5%	89.5%	90.6%
2	2-1) 総合相談支援	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.7%
3	2-2) 権利擁護	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.3%
4	2-3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.0%
5	2-4) 地域ケア会議	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.2%
6	2-5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.4%
7	3 事業間連携(社会保障充実分事業)	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	60.0%	89.0%

評価結果<市町村指標:全国との比較>

— 草津市
— 全国(市町村)

<草津市>



		草津市	全国 (市町村)
1	1 組織運営体制等	100.0%	85.6%
2	2-1) 総合相談支援	100.0%	86.9%
3	2-2) 権利擁護	100.0%	89.8%
4	2-3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	83.3%	70.5%
5	2-4) 地域ケア会議	84.6%	69.3%
6	2-5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	71.7%
7	3 事業間連携(社会保障充実分事業)	100.0%	86.5%

- 一部の業務で全国平均を下回っているものの、センターおよび市ともに概ね高い水準で業務を遂行できており、今後も適切、公正かつ中立な運営を確保する必要がある。

介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の 一部委託について

介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務につきまして、指定居宅介護支援事業所45か所(令和5年11月提供分)に業務の一部委託を行っていることについて、運営協議会の承認をいただきたい。



委託できる居宅介護支援事業所の選定

◆ 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の一部委託にかかる指定居宅介護支援事業所一覧 <令和5年11月提供分>

【市内】

	事業所名	所在地 (圏域)	計	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
1	葛蒲の郷居宅介護支援センター	高穂	16	14	1	0	1	0	0
2	居宅介護支援かえで	高穂	19	11	2	1	3	2	0
3	近江草津徳洲会介護センター	高穂	15	8	3	2	2	0	0
4	アサヒサントリー ケアプランセンターかがやきの杜	高穂	7	4	2	0	0	1	0
5	ケアプランセンター ティエール	高穂	13	10	2	1	0	0	0
6	ルナ ケアプランセンター	高穂	6	3	1	1	1	0	0
7	あおばな居宅介護支援事業所	草津	24	9	10	0	0	4	1
8	あやは居宅介護支援事業所	草津	11	0	0	0	0	7	4
9	オフィス豆の木介護支援事務所	草津	8	1	4	0	0	3	0
10	ケアプランセンター向日葵	草津	8	0	1	0	0	7	0
11	たんぽぽ 居宅介護支援事業所	草津	5	0	2	0	0	2	1
12	メディケア湖南居宅介護支援事業所	草津	15	1	11	1	0	2	0
13	居宅介護支援事業所ライフパートナー	草津	12	0	3	2	6	1	0
14	咲桜ケアプランセンター	草津	9	1	2	0	1	3	2
15	ケアタウン南草津 居宅介護支援事業所	老上	17	3	4	9	1	0	0
16	楽居宅介護支援事業所	老上	0	0	0	0	0	0	0
17	居宅介護支援事業所 からん	老上	22	0	3	1	1	15	2
18	居宅介護支援事業所 夕照	老上	25	2	3	5	3	5	7
19	指定居宅介護支援事業所ふれあい	老上	18	3	6	5	0	4	0
20	指定居宅介護支援事業所 ケアプランそら	玉川	31	3	5	6	4	13	0
21	マザーレイク居宅介護支援事業所	玉川	11	3	1	1	4	2	0
22	草津市南笠居宅介護支援センターあさひ	玉川	23	0	1	1	21	0	0
23	はな、居宅介護支援事業所	松原	7	1	1	0	0	5	0
24	介護相談 となりくみ	松原	17	2	5	1	0	8	1
25	居宅介護支援事業所 和花	松原	4	1	0	2	0	0	1
26	指定居宅介護支援事業所きらら	松原	28	4	14	1	0	7	2
27	草津市上笠居宅介護支援事業所	松原	6	0	0	0	0	5	1
28	アサヒサントリーケアプランセンター滋賀	新堂	1	0	0	0	0	0	1
29	岸本ケアプランセンター	新堂	11	0	3	0	0	5	3
30	指定居宅介護支援事業所 常輝の里	新堂	18	0	2	0	0	4	12
31	はびねすさぽーと滋賀支店	新堂	3	0	0	0	0	1	2
計			410	84	92	40	48	106	40

【市外】

	事業所名	所在地	計	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
32	ひびきプランセンター	大津市	3	0	0	0	0	1	2
33	真情ケアプランニング瀬田	大津市	0	0	0	0	0	0	0
34	Nアートおおつ居宅介護支援事業所	大津市	1	0	1	0	0	0	0
35	やわらケアブレイス	大津市	8	0	2	2	4	0	0
36	輝生会居宅介護支援事業所	大津市	4	0	2	1	0	1	0
37	居宅介護支援センター じんりょう	大津市	1	0	1	0	0	0	0
38	居宅介護支援事業所みちくさ	大津市	12	1	4	3	0	4	0
39	田原居宅介護支援事業所	大津市	1	0	0	0	1	0	0
40	こびらい生協診療所 居宅介護支援事業所	栗東市	9	0	3	0	0	0	6
41	らっくケアプランセンター	栗東市	3	0	3	0	0	0	0
42	居宅介護支援事業所 はなえみ	栗東市	5	0	0	3	0	2	0
43	居宅介護支援事業所 栗東すみれ園	栗東市	6	5	0	0	1	0	0
44	ケアプランステーションここあ勝部	守山市	8	0	8	0	0	0	0
45	有限会社びわこメディカル 居宅介護支援事業所	守山市	1	0	0	0	0	0	1
計			62	6	24	9	6	8	9

<地域包括支援センターごとの給付実績>

	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 給付件数	136	212	116	90	188	86
うち、直営	46	96	67	36	74	37
うち、委託	90	116	49	54	114	49

➤ 居宅介護支援事業所により、人員体制や受託可能数が異なるため委託件数の差が生じているが、公平性・中立性に配慮して委託先の選定をすることができている。

※滋賀県国民健康保険団体連合会への請求実績より算出(令和6年1月時点)

センターの行う業務の方針について ～地域包括支援センター運営方針～

◆ 地域包括支援センター運営方針とは

介護保険法 第115条の47第1項

市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**包括的支援事業の実施に係る方針**を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

◆ 草津市地域包括支援センター運営方針の構成

I 方針策定の趣旨	
II 基本的な運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者がいきいきと自分らしい生活を継続することができるよう支援します。 2. 地域におけるネットワークを構築し、高齢者が安心して暮らせるよう支援します。 3. 三職種ของทีมアプローチにより、包括的支援事業等を地域において一体的に実施します。 4. <u>地域包括支援センターの機能強化に向けた取組を行います。</u> 重点的な取組
III 具体的な運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合相談支援業務 2. 権利擁護業務 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 4. 介護予防ケアマネジメント業務・介護予防支援業務 5. 認知症総合支援事業 6. 地域ケア会議推進事業 7. その他

重点的な取組

重点的な取組

地域ケア個別会議から抽出された学区の地域課題を「地域づくり検討会議」において整理・深掘するとともに、課題解決に向けた手段・方策の検討を行い、地域ケア推進会議等の場で実現可能な解決策を講じることができるよう努めます。

地域ケア会議

地域包括支援センターや市が主催し、高齢者支援について医療や介護、福祉などの専門職、地域の関係者が協働して行う会議。個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明らかにし、地域課題の解決につなげる。

地域課題 地域の複数の人々に普遍的に影響を及ぼすものと考えられ、地域全体で考えていく必要があると合意される課題

個別課題解決 > ネットワーク構築 > 地域課題発見 > 地域づくり・資源開発 > 政策形成

地域ケア個別会議

個別課題の解決
地域課題の抽出

地域づくり検討会議

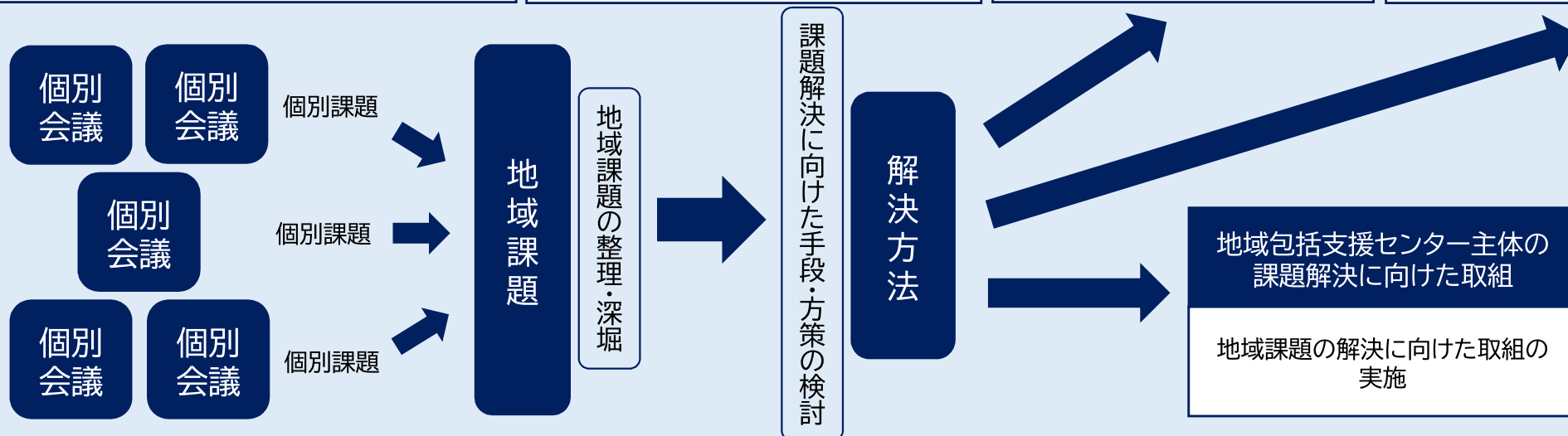
地域課題の整理・深掘
課題解決に向けた取組方法の検討

学区の医療福祉を
考える会議 など

学区の地域課題の共有
実現可能な解決方法の検討・実施

草津市あんしんいきいき
プラン委員会 など

市域の地域課題の
課題解決に向けた事業展開の検討



重点的な取組 <R5年度の取組>

～地域づくり検討会議～

地域課題

地域課題の整理・深堀

顕在化している課題の原因・背景
未然に防ぐために必要な取組
不足している取組・社会資源
地域におけるニーズ

地域課題の解決に向けた検討

解決に向けて誰がどのように(対象者、実施方法等)働きかけていくのかを明確にする

◆ 具体例

地域課題

地域課題の整理・深堀

地域課題の解決に向けた検討

高齢者への支援や認知症に対する理解を深める必要がある

- ・高齢者への支援や認知症に対する理解が深まっておらず、まだ地域の活動に参加できる方でも、介護サービスの導入に至っている
- ・高齢者本人やその家族、地域で、認知症に対する正しい理解を持ってもらえるような啓発が必要
- ・若いうちから知ってもらうことで、より理解が深まるので、若い世代にアプローチができると良い

○若い世代へ高齢者支援について啓発
・企業や学校で、若い世代を対象に、高齢期の特徴や認知症についての正しい知識を持って理解をしてもらう機会をつくる

○高齢者サロン交流会で認知症について啓発
・認知症について正しい理解を持ってもらい、サロンや地域での支え合いによって、認知症になっても地域での活動が続けられると知ってもらう

男性介護者は介護負担について相談相手がいないことが多い

- ・高齢者サロンは女性の参加が多く、男性のみで参加することが難しい
- ・同じ経験をしている男性介護者同士で相談できる場が必要
- ・男性に相談先を伝えても自発的に相談されない傾向が強いが、一度認知症カフェに参加されると、「話せて良かった」と思われる方も多く、場に参加するための丁寧な支援が必要

○男性介護者の居場所づくり
・地域の認知症カフェの場を借り、CMが抱えるケースで男性介護者に参加を募り、認知症カフェに参加できるように支援し、男性介護者同士で話し合える機会をつくる

重点的な取組 <R5年度の取組>

地域課題

高齢者への支援や認知症に対する理解を深める必要がある

○若い世代へ高齢者支援について啓発

のびっこの子どもたちを対象に、高齢者支援の理解を促すために、高齢者体験を実施し、高齢期の特徴や認知症について講座を行いました。

高齢者体験では、おもり等をつけ、歩行やお金の支払いを体験してもらい、講座では、高齢者の身体的な変化や、物忘れについて学び、どんな対応をすると良いのかといったお話や、スクールガード等元気な高齢者に子どもたちも支えられているということをお伝えしました。

成果

- ・1年生から6年生まで、子ども30名の参加がありました。
- ・「手足が動かさしくいけれど、介護の人がいたら楽しい嬉しい」「次からは助けたいと思った」「忘れても何度でも教えてあげたい」「お年寄りでも元気な人がいるんだと思った」といった感想がありました。



○高齢者サロン交流会で認知症について啓発

高齢者サロンの代表者や参加者の交流会で時間をいただき、認知症に関する啓発を行いました。

認知症の予防のために、生活習慣を整えることの大切さや、認知症の特徴や対応方法についてお話しし、認知症になっても自身の望む生き方ができるように未来ノートを配布しました。

地域の方の見守りや、地域の方と地域包括支援センターやCMといった専門職との連携によって、認知症になっても地域での活動が続けられることをお伝えし、認知症に対する正しい知識を啓発しました。

成果

- ・「どのように最後を迎えたいか考えておかないといけない」といった声がありました。
- ・交流会で地域包括支援センターのPRも行い、サロン代表者や参加者とのネットワーク構築にもつながりました。

こんなとき、あなたならどうしますか？

最近サロン活動の曜日を間違えてしまい、なかなか活動に参加できない方がいます。カレンダーに予定を書いているのですが、今日が何日なのか分かりません。あなたなら、どうされますか？



R6年度 方向性

学区ごとに、地域包括支援センターや地区担当保健師、専門職、地域住民等の関係者が集まり、地域課題を整理・深掘りし、解決に向けた取組を引き続き検討していきます。

地域包括支援センター運営方針について

『資料3 草津市地域包括支援センター運営方針(案)』について、
運営協議会の承認をいただきたい。



運営方針の改正内容

◆ 主な改正内容

	改正内容	改正理由
1	P5 「Ⅲ 具体的な運営方針－5. 認知症総合支援事業」 「(2)関係機関との連携」の取組内容に、「チームオレンジ」についての記載を追加しました。	草津市認知症施策アクション・プラン第4期計画の策定に伴い、市が進める新規事業への協力・連携を図るため。
2	P6 「Ⅲ 具体的な運営方針－5. 認知症総合支援事業」 「(4)認知症の高齢者とその家族への支援」の取組内容に、「本人ミーティング」についての記載を追加しました。	草津市認知症施策アクション・プラン第4期計画の策定に伴い、市が進める新規事業への協力・連携を図るため。

■ チームオレンジとは…

認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに応じて具体的な支援につなげる仕組みを地域ごとに構築するものです。また、チームオレンジは、認知症本人とともに、地域の社会資源を活かしたインフォーマルな支え合いの仕組みづくりを行う一つの手段であることから、地域の本人や家族のニーズ、社会資源の状況に応じて、多様な形が考えられます。

■ 本人ミーティングとは…

本人ミーティングは、認知症本人が自ら参加することで、本人同士が出会い、つながるとともに、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らしや地域のあり方を一緒に話し合う場です。

<その他>

地域包括支援センターの運営にかかる現状の業務内容や各種計画にあわせて、表現を修正しました。

報告事項



地域包括支援センターの周知 <今年度の実績>

<令和5年度の実績>

①	転入者へのチラシ配布	令和3年4月から
②	集団健診会場でのチラシ配布	令和5年10月から
③	市内薬局でのチラシ設置	令和6年1月から
④	地域サロン、健幸フェスタ等でのチラシ配布	随時
⑤	スーパーやコンビニ、金融機関、郵便局等での包括PRカードの設置・配布	随時

～9月1日から30日を『草津市地域包括支援センターPR月間』と定め、PRを行いました～

⑥	広報くさつ特集記事の作成（全戸配布）	令和4年9月から
---	--------------------	----------

①②③④

高齢者の総合相談窓口
草津市地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが地域で安心して生活することができるよう、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から相談・支援を行っています。

さまざまな相談ごと
○ひとり暮らしの心配
○日常生活の困りごと
○認知症に関する相談
○近所の高齢者のご心配

介護や健康づくり
○地域の介護予防の取組
○介護保険の申請
○介護予防や総合事業のサービス

権利を守ること
○お金の管理や契約のこと
○成年後見制度の利用など
○高齢者虐待のこと
○消費者被害のこと

地域のネットワークづくり
○医療機関や介護事業所などと連携した地域づくり
○ケアマネジャーの支援

～その他、高齢者に関する相談や心配があればお気軽にご相談ください～

担当の地域包括支援センター

◆お住まいの学区を担当する地域包括支援センターにご相談ください。
◆訪問等で職員が不在にしている場合がありますので、まずはお電話でご連絡ください。

高穂地域包括支援センター	草津地域包括支援センター
●所在地 山守町837番地 (特別養護老人ホーム高穂の郷内) ●電話 077-561-8143 ●FAX 077-561-9524 ●学区 志津・志津南・矢倉	●所在地 草津三丁目9番14号 ●電話 077-561-8144 ●FAX 077-561-9525 ●学区 草津・大路・流川
老上地域包括支援センター	玉川地域包括支援センター
●所在地 矢橋町885番地1 ●電話 077-561-8145 ●FAX 077-561-9526 ●学区 老上・老上西	●所在地 笠山一丁目1番46号 (南谷デイサービスセンター・高穂の郷内) ●電話 077-561-8146 ●FAX 077-561-9527 ●学区 玉川・南笠原
松原地域包括支援センター	新堂地域包括支援センター
●所在地 上笠一丁目9番11号 (上笠デイサービスセンター・高穂の郷内) ●電話 077-561-8147 ●FAX 077-561-9528 ●学区 山田・笠原	●所在地 志那中町25番地 (志那中デイサービスセンター・高穂の郷内) ●電話 077-568-4148 ●FAX 077-568-3529 ●学区 笠原東・常盤

※草津市では、6か所の地域包括支援センターを委託運営しています。

⑤

～高齢者の総合相談窓口～
草津市地域包括支援センター

まずは、お気軽にご相談ください。
<連絡先は裏面へ>

(裏面)

<<担当学区の地域包括支援センター>>

高穂	☎ 561-8143
草津	☎ 561-8144
老上	☎ 561-8145
玉川	☎ 561-8146
松原	☎ 561-8147
新堂	☎ 568-4148

平日 8:30～17:15

QRコード (草津市 HP)

※草津市では、6か所の地域包括支援センターを委託運営しています。

⑥

高齢者の総合相談窓口 地域包括支援センターを知っていますか？

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが地域で安心して生活できるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から専門職がチームとなって相談・支援を行っています。
☎長寿いきがら(1階) ☎561-2342, ☎561-2400

① さまざまな相談を受け付けています
●1人暮らしの心配のこと
●日常生活の困りごと
●認知症に関する相談
●近所の高齢者のご心配

② 介護や健康づくりの支援をしています
●地域の介護予防の取組
●介護保険の申請
●介護予防や総合事業のサービスの紹介

③ 権利を守るための支援をしています
●お金の管理や契約
(成年後見制度の利用など)
●高齢者虐待のこと
●消費者被害のこと

まずは任せている学区・区を指定している地域包括支援センターに、電話でご連絡ください。

相談先はこちら

高穂地域包括支援センター	草津地域包括支援センター
●所在地: 山守町837番地 (特別養護老人ホーム高穂の郷内) ●電話 ☎561-8143 ●FAX ☎561-9524	●所在地: 草津三丁目9番14号 ●電話 ☎561-8144 ●FAX ☎561-9525
老上地域包括支援センター	玉川地域包括支援センター
●所在地: 矢橋町885番地1 ●電話 ☎561-8145 ●FAX ☎561-9526	●所在地: 笠山一丁目1番46号 (南谷デイサービスセンター・高穂の郷内) ●電話 ☎561-8146 ●FAX ☎561-9527
松原地域包括支援センター	新堂地域包括支援センター
●所在地: 上笠一丁目9番11号 (上笠デイサービスセンター・高穂の郷内) ●電話 ☎561-8147 ●FAX ☎561-9528	●所在地: 志那中町25番地 (志那中デイサービスセンター・高穂の郷内) ●電話 ☎568-4148 ●FAX ☎568-3529